

石川町議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、石川町議会（以下「議会」という。）の運営等に関し、町民からの要望、提言及び意見を広く聴取することにより、町議会の運営等に反映させ、町議会の円滑で民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 石川町の区域内に在住する者をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、14人以内とする。

(資格)

第4条 議会モニターは、16歳以上の町民で、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員でない者
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない者
- (3) 町の各種行政委員会の委員でない者

(職務)

第5条 議会モニターは、次の各号のいずれかの職務を行うものとする。

- (1) 議会だより、議会ホームページ、ユーチューブによる議会放映等に関する意見を文書により提出すること。
- (2) 議会議員と一年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (3) その他町議会に関すること。

(提出された意見等の処理)

第6条 議長は、議会モニターから意見等が提出されたときは、必要に応じ関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該意見等を提出した議会モニターに通知するとともに、議会だより、ホームページ等で公表するものとする。

(募集方法)

第7条 議会モニターは、公募とする。ただし、議長は必要と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第8条 議会モニターは、議長が委嘱する。

(解任)

第9条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。なお、任期終了までの補充は行わないが、辞任者の推薦を得て変更することはさしつかえないものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 議会モニターの任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第11条 議会モニターの活動に対し、予算に定める範囲内で謝礼することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。